

## 平成20年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されました。

この法律に基づき公表するのは、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標）と資金不足比率（公営企業の会計ごとに算出）です。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定めなければなりません。

平成20年度決算に基づき算定された赤磐市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりです。

### 1. 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.07	20.00
連結実質赤字比率	—	18.07	40.00
実質公債費比率	14.7	25.0	35.0
将来負担比率	119.3	350.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため、「—（該当なし）」と表示しています。

### 2. 資金不足比率

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	
宅地等開発事業特別会計	—	
水道事業会計	—	
市立赤磐市民病院事業会計	—	

資金不足額がないため、「—（該当なし）」と表示しています。

(参 考)

健全化判断比率（4つの指標）で判断します。

#### ①実質赤字比率

一般会計等（赤磐市では、一般会計と竜天オートキャンプ場・田原用水・土地取得特別会計をいいます。）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

#### ②連結実質赤字比率

赤磐市の財産区を除いた全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられています。

### ④将来負担比率

地方債（借入金）の残高をはじめ特別会計や第三セクターなどを含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

\*標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な規模のことで、標準税収入額、普通交付税及び臨時財政対策債の合計額

公営企業は次の指標で判断します。

#### 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率で、会計ごとに求められるものです。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要については、平成19年度をご覧ください。